

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 5 月・6 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 基幹統計調査の承認</b> .....	1
小売物価統計調査.....	2
経済産業省企業活動基本調査.....	5
<b>2 一般統計調査の承認</b>	
【5月】.....	8
【6月】.....	9
<b>3 届出統計調査に係る届出の受理</b>	
【5月】(1) 新規.....	11
(2) 変更.....	11
【6月】(1) 新規.....	14
(2) 変更.....	15

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。 なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H29. 6. 9	小売物価統計調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課 物価統計室
H29. 6. 9	経済産業省企業活動基本調査	経済産業省大臣官房 調査統計グループ 企業統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【調査名】</b>	<b>小売物価統計調査</b>
承認年月日	平成29年6月9日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
目的	小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。
沿革	昭和25年6月から毎月調査として開始。 平成25年に、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、従前の毎月調査を「小売物価統計調査（動向編）」、新たに創設された地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を把握するための毎年調査を「小売物価統計調査（構造編）」として再編。
調査票の構成	1－小売物価統計調査【動向編】 2－小売物価統計調査【構造編（地域別）】 3－小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】 4－小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】
公表	インターネット及び印刷物（集計完了の都度）
備考	1. 今回の承認は、平成30年1月以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、構造編に関する対象品目の一部入替え等
<b>調査票－1</b>	<b>小売物価統計調査【動向編】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯
客体数／母集団数	約28,000事業所、約25,000世帯
選定方法	無作為抽出、有意抽出
母集団情報	【民営家賃】総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定 【調査員調査品目】総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【都道府県調査品目】都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【総務省調査品目】総務大臣が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	【配布】調査員・その他（都道府県及び総務省）、【収集】調査員・その他（都道府県及び総務省）
記入	他計
把握時	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。（ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日） 【民営家賃】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 【都道府県調査品目】毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日 【総務省調査品目】毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の12日を含む週の日曜日
調査組織	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【民営家賃】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【都道府県調査品目】総務省－都道府県－報告者 【総務省調査品目】総務省－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所

	の名称、事業主の氏名、所在地等)
<b>調査票 - 2</b>	<b>小売物価統計調査【構造編（地域別）】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約 500
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	調査員
記入	他計
把握時	奇数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	隔月（奇数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
<b>調査票 - 3</b>	<b>小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】</b>
対象範囲（地域）	全国（東京都を除く。）
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約 1,000
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	調査員
記入	他計
把握時	偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省—道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は道府県知事に対しその定める期限までに、道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
<b>調査票 - 4</b>	<b>小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】</b>
対象範囲（地域）	東京都区部
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約 15
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、東京都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	調査員
記入	他計
把握時	偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省—東京都—指導員・調査員—報告者

調 査 周 期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は東京都知事に対しその定める期限までに、東京都知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。
調 査 事 項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

<b>【調査名】</b>	<b>経済産業省企業活動基本調査</b>
承認年月日	平成29年6月9日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室
目的	企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化、ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を超え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきている。そのため、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。しかし、このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査で把握することは困難であり、また、既存の企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。</p> <p>企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に、製造業に属する企業を対象として工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきた。しかし、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。</p> <p>本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日、指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は、平成4年以降廃止）。なお、本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売業、小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。</p> <p>しかし、その後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的にとらえていくことが必要となったことから、平成8年以降、3年に1回の大規模調査と他2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。平成10年には、「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、プレプリントの実施、他の指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。</p> <p>平成13年には「電気・ガス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」及び「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加され、平成16年には、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種が調査対象業種に追加されている。平成17年には法人企業統計調査の調査結果の活用を図るため、所要の改正を行っている。平成19年にはサービス業（他に分類されないもの）のうち学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業等各省の了解を得られた業種を追加している。</p>
調査票の構成	1-企業活動基本調査票
公表	インターネット及び印刷物（速報：調査実施翌年1月、確報：調査実施翌年6月）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査事項について、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更するほか、法人番号欄を追加する等の変更、②集計事項の一部見直し、③確報の公表時期の1か月早期化等</p>
<b>調査票 - 1</b>	<b>企業活動基本調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上

	<p>かつ資本金額又は出資金額 3000 万円以上のもの</p> <p>C－鉱業，採石業，砂利採取業、E－製造業、F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。）、G－情報通信業（別表に掲げるもの）、I－卸売業、小売業、J－金融業，保険業（別表に掲げるもの）、K－不動産業，物品賃貸業（別表に掲げるもの）、L－学術研究，専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）、M－宿泊業，飲食サービス業（別表に掲げるもの）、N－生活関連サービス業，娯楽業（別表に掲げるもの）、O－教育，学習支援業（別表に掲げるもの）及びR－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）</p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>G－情報通信業</td> <td>小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く）、細分類4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業</td> </tr> <tr> <td>J－金融業，保険業</td> <td>小分類643-クレジットカード業，割賦金融業</td> </tr> <tr> <td>K－不動産業，物品賃貸業</td> <td>中分類70-物品賃貸業（小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）</td> </tr> <tr> <td>L－学術研究，専門・技術サービス業</td> <td>中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業</td> </tr> <tr> <td>M－宿泊業，飲食サービス業</td> <td>中分類 76-飲食店（細分類 7622-料亭、小分類 765-酒場，ビアホール及び小分類 766-バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。）、中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業</td> </tr> <tr> <td>N－生活関連サービス業，娯楽業</td> <td>中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類 785-その他の公衆浴場業は除く。）、中分類 79-その他の生活関連サービス業（小分類 791-旅行業及び細分類 7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）、小分類 801-映画館、小分類 804-スポーツ施設提供業（細分類 8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類 805-公園，遊園地</td> </tr> <tr> <td>O－教育，学習支援業</td> <td>細分類 8245-外国語会話教授業及び細分類 8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）</td> </tr> <tr> <td>R－サービス業（他に分類されないもの）</td> <td>中分類 88-廃棄物処理業、中分類 90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類 91-職業紹介・労働者派遣業、中分類 92-その他の事業サービス業（小分類 922-建物サービス業及び小分類 923-警備業を除く。）</td> </tr> </table>	G－情報通信業	小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く）、細分類4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業	J－金融業，保険業	小分類643-クレジットカード業，割賦金融業	K－不動産業，物品賃貸業	中分類70-物品賃貸業（小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）	L－学術研究，専門・技術サービス業	中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業	M－宿泊業，飲食サービス業	中分類 76-飲食店（細分類 7622-料亭、小分類 765-酒場，ビアホール及び小分類 766-バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。）、中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業	N－生活関連サービス業，娯楽業	中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類 785-その他の公衆浴場業は除く。）、中分類 79-その他の生活関連サービス業（小分類 791-旅行業及び細分類 7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）、小分類 801-映画館、小分類 804-スポーツ施設提供業（細分類 8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類 805-公園，遊園地	O－教育，学習支援業	細分類 8245-外国語会話教授業及び細分類 8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）	R－サービス業（他に分類されないもの）	中分類 88-廃棄物処理業、中分類 90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類 91-職業紹介・労働者派遣業、中分類 92-その他の事業サービス業（小分類 922-建物サービス業及び小分類 923-警備業を除く。）
G－情報通信業	小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く）、細分類4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業																
J－金融業，保険業	小分類643-クレジットカード業，割賦金融業																
K－不動産業，物品賃貸業	中分類70-物品賃貸業（小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）																
L－学術研究，専門・技術サービス業	中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業																
M－宿泊業，飲食サービス業	中分類 76-飲食店（細分類 7622-料亭、小分類 765-酒場，ビアホール及び小分類 766-バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。）、中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業																
N－生活関連サービス業，娯楽業	中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類 785-その他の公衆浴場業は除く。）、中分類 79-その他の生活関連サービス業（小分類 791-旅行業及び細分類 7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）、小分類 801-映画館、小分類 804-スポーツ施設提供業（細分類 8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類 805-公園，遊園地																
O－教育，学習支援業	細分類 8245-外国語会話教授業及び細分類 8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）																
R－サービス業（他に分類されないもの）	中分類 88-廃棄物処理業、中分類 90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類 91-職業紹介・労働者派遣業、中分類 92-その他の事業サービス業（小分類 922-建物サービス業及び小分類 923-警備業を除く。）																
客体数／母集団数	約 38,000																
選 定 方 法	全数																
配 布 ・ 取 集	（配布）郵送、（取集）郵送・オンライン																
記 入	自計																
把 握 時	毎年 3 月 31 日現在																
調 査 組 織	経済産業省－民間事業者－報告者																

調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調 査 事 項	1. 企業の名称、所在地及び法人番号、2. 資本金額又は出資金額、3. 企業の設立形態及び設立時期、4. 直近1年間の組織再編行為の状況、5. 企業の決算月、6. 事業組織及び従業員数、7. 親会社、子会社・関連会社の状況、8. 資産・負債及び純資産並びに投資、9. 事業内容、10. 取引状況、11. 事業の外部委託の状況、12. 研究開発、能力開発、13. 技術の所有及び取引状況、14. 企業経営の方向

2 一般統計調査の承認（5月）

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
								(配布)	(収集)			
国民年金被保険者実態調査	平成29年5月15日	厚生労働省年金局 事業管理課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	全国(ただし、平成29年調査については、調査の実施が困難と考えられるため、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を調査の対象から除外する。)	1	60,000人	無作為抽出	郵送	郵送	3年	平成29年10月	
模倣被害実態調査	平成29年5月18日	特許庁総務部国際 協力課	経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国企業が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することを目的とする。	全国	1	4,200企業	無作為抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	1年	毎年9月～10月	
医療経済実態調査	平成29年5月22日	厚生労働省保険局 医療課保険医療企 画調査室	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、また、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握することにより、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。	全国	5	6,800施設 1,800店 1,500組合	全数 無作為抽出	郵送	オンライン	2年	平成29年5月下旬～ 7月中旬 平成29年6月上旬～ 8月31日	
民間企業の研究活動に関する調査	平成29年5月31日	文部科学省科学技 術・学術政策研究所 第2研究グループ	民間企業の研究活動の動向を把握・分析することにより、科学技術政策の立案・推進に資することを目的とする。	全国	1	3,500企業	全数	郵送 オンライン	郵送 オンライン	1年	毎年8月1日～8月31 日	
工場立地動向調査	平成29年5月31日	経済産業省経済産 業政策局 地域経済 産業グループ 地域 企業高度化推進課	工場の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に役立てるための統計を作成することを目的とする。	全国	1	500事業所・企 業・団体	全数	郵送	郵送 オンライン	半年	1. 上期調査:調査実 施年の7月～9月 2. 下期調査:調査実 施年の12月～翌年2 月(12月に配布した 調査票の提出期限 は1月とする。)	
化学物質排出把握管理促進 法施行状況調査	平成29年5月31日	経済産業省製造産 業局化学物質管理 課化学物質リスク評 価室	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第2項に基づく化学物質排出移動量届出制度及び第14条第1項に基づく安全データシート制度等に関する関係事業者の実態を把握し、平成30年度に行う予定である同法の見直し検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	15,000事業者 15,000事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	1回限り	平成29年6月上旬 ～7月上旬	
知的財産活動調査	平成29年5月31日	特許庁総務部企画 調査課	我が国企業等の知的財産活動の実態を把握するとともに、産業財産権審査体制の整備及び知的財産政策の企画立案のための基礎資料の作成を目的とする。	全国	2	10,900人	全数	郵送 オンライン	郵送 オンライン	甲:1年 乙:3年	甲:毎年8月下旬～ 12月下旬 乙:平成31年8月下 旬～12月下旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

2 一般統計調査の承認（6月）

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
特定非営利活動法人に関する実態調査	平成29年6月6日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)	特定非営利活動法人(NPO法人)の活動状況、寄付の受入状況等について調査し、その活動実態を明らかにするとともに、特定非営利活動促進法(NPO法)の改正に向けた見直しや、共助社会づくりに関する施策のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	6,437法人	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	平成29年8月下旬～10月下旬	
経済センサス-基礎調査試験調査	平成29年6月6日	総務省統計局統計作成支援課	平成31年から実施予定の経済センサス-基礎調査について、調査方法の大幅な変更を予定していることを踏まえ、その円滑かつ正確な実施のため、調査に関する事務量の把握や調査事務の各プロセスにおける適切さや情報システムにおける設計の妥当性及び利便性などについて実地の検討を行い、調査の実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	7都道府県10市区町において、国が指定する調査区(北海道小樽市・石狩市、東京都江東区・三鷹市、愛知県名古屋市、京都府木津川市、広島県広島市・府中町、高知県四万十市、福岡県北九州市)	1	4,000事業所	有意抽出	調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成29年9月1日～10月31日	
雇用均等基本調査	平成29年6月6日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	6,000企業 6,000事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月31日	
医薬品価格調査	平成29年6月16日	厚生労働省医政局経済課	市場実勢価格調査に基づき決定することとされている医療用医薬品の「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(厚生労働省告示)の改定の基礎資料等を得ることを目的とする。	全国	4	9,490事業所 1,910施設	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	2年 1年	平成29年9月中旬～10月下旬 調査月の翌月15日	
訪問看護療養費実態調査	平成29年6月16日	厚生労働省保険局医療課	訪問看護療養費における基本療養費の請求実態、基本療養費及び管理療養費とそれらに係る加算の請求実態の把握・分析等を行うことにより、訪問看護療養費の支給額等を適正に評価し、次回診療報酬改定時における訪問看護療養費の改定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	2機関	全数	(注：機関が所有する書類の写しを提出することで行われるもので、調査独自の調査票はなく、その配布も行われない。)	2年	平成29年7月末	
平成30年住生活総合調査試験調査	平成29年6月16日	国土交通省住宅局住宅政策課	都道府県・市区町村の調査員負担を軽減・解消するための民間委託・郵送調査・オンライン調査の試行及び報告者負担を軽減するための調査事項の簡略化を行い、調査手法、調査書類、調査票、調査事項、国及び民間事業者での連携・役割分担の適否を実地に検証し、平成30年に本調査である「住生活総合調査」の円滑かつ効率的な動面に資することを目的とする。	神奈川県(横浜市、川崎市)、大阪府(大阪市、熊取町)、新潟県(新潟市、上越市)、山口県(山口市、下関市)、鹿児島県(始良市、肝付町)	2	400世帯	無作為抽出 有意抽出	調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成29年7月31日～8月21日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (取集)		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査	平成29年6月21日	厚生労働省医政局 経済課	健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料、再生医療等製品及びそれらの購入価格(材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	4,700施設 8,380事業所	全数 無作為抽出	郵送	郵送 オンライン	2年	平成29年9月中旬～ 10月下旬	
歯科技工料調査	平成29年6月21日	厚生労働省保険局 医療課	歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	1,300施設 1,120事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	2年	平成29年6月下旬～ 9月9日	
男女間における暴力に関する調査	平成29年6月29日	内閣府男女共同参 画局推進課暴力対 策推進室	男女間における暴力の実態の把握、暴力に対する意識の経年変化や男女の比較を行うことを目的とする。	全国	1	5,000人	無作為抽出	郵送	調査員 郵送 オンライン	3年	平成29年10月～ 11月	
産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等調査) (変更前の名称:産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査))	平成29年6月29日	総務省政策統括官 (統計基準担当)付 統計審査官室	サービス業及び非営利活動等を営む企業・団体がその事業活動を行うために要した費用の内訳及び販売先等の実態を把握し、産業連関表の作成における投入額・産出額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	6,500企業	無作為抽出	郵送	郵送 オンライン	おおむね 5年	平成29年10月～ 11月	
家計消費単身モニター調査	平成29年6月30日	総務省統計局統計 調査部消費統計課	家計消費単身モニター調査は、単身世帯を含めた総世帯の消費動向を毎月把握するため、家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数(CTI: Consumption Trend Index)に活用することを目的とする。	全国	1	2,400世帯	有意抽出	オンライン	オンライン	毎月	1. 入力開始翌月から 毎月初日の直後 2. 毎年、調査開始 月と「1.」の入力開 始前まで	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理（5月）

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	ASV(先進安全自動車)に関するアンケート調査	平成29年5月1日	岡山県県民生活部くらし安全安心課	交通事故抑止に資するASVの普及啓発を行うに当たり、より効果的な対策とするための基礎資料の収集を目的に、ヒヤリ・ハット体験状況、ASVの所有状況、交通事故防止への期待度、ASV購入意識等の意識を調査することを目的とする。	岡山県全域	1	3,000人	有意抽出	職員	1回限り	平成29年8月1日～11月30日
	職種別民間給与実態調査付帯調査(給付制度における給与の地域差に関する調査)	平成29年5月1日	福岡県人事委員会事務局・北九州市人事委員会行政委員会事務局・福岡市人事委員会事務局	福岡県内にある民間企業の給与制度における給与の地域差を調査し、本県職員の処遇のあり方の検討を行う際の基礎資料を得るため、職種別民間給与実態調査(人事院の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。	福岡県全域	1	613事業所	無作為抽出 有意抽出	職員 郵送 オンライン	1回限り	平成29年5月1日～6月16日
	健康づくりに関する調査(健康市民おかやま21(第2次)中間評価アンケート調査)	平成29年5月8日	岡山市保健福祉局健康づくり課	岡山市の健康増進計画である「健康市民おかやま21(第2次)」が平成29年度で5年目の中間年を迎えるに当たり、健康づくりに関しての市民への浸透度や推進状況の評価を行い、今後、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画の目標・見直しを行う基礎資料として活用することを目的とする。	岡山市全域	3	4,000人 420事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月上旬～7月中旬
	川崎市の産業振興プラン立案にあたってのアンケート	平成29年5月11日	川崎市経済労働局産業政策部企画課	平成28年2月に策定した「かわさき産業振興プラン」の実行プログラムを改定するに当たり、前回策定時からの社会経済状況の変化を踏まえるため、産業界等への意見聴取を行うことを目的とする。	川崎市全域	1	4,440事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年6月1日～6月15日
	千葉県歯科保健実態調査	平成29年5月12日	千葉県健康福祉部健康づくり支援課	千葉県の歯科保健状況を把握し、今日まで行われてきた種々の対策の効果について検討を行い、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進及び「第2次千葉県歯・口腔保健計画」策定のための必要な基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	8	10,700人	全数 有意抽出	職員 保健師等	不定期 (原則として5年)	平成29年6月下旬～8月9日 平成29年8月～9月8日
	広島県子供の生活に関する実態調査	平成29年5月24日	広島県健康福祉局こども家庭課	子供の生活や学習環境等の実態を把握し、効果的な子供の貧困対策の在り方や県、市町、支援機関等の連携方策の検討に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市、呉市、三原市、福山市、府中市、庄原市、安芸高田市及び府中町を除く広島県全域	4	14,000人	全数 有意抽出	郵送	1回限り	平成29年6月26日～7月18日
	学校園・施設に対する歯科保健活動に関する調査(岡山市歯科保健基本計画中間評価)	平成29年5月24日	岡山市保健福祉局健康づくり課	岡山市歯科保健基本計画が平成29年度で中間年を迎えるにあたり、学校園・施設の歯科保健活動の状況を調査し、進捗状況の評価し、今後、平成34年度までの5年間の計画の目標・見直しを行う基礎資料として活用することを目的とする。	岡山市全域	3	190園 129校 95施設	全数	郵送 FAX	1回限り	平成29年7月上旬～7月中旬
	市政モニターアンケート「新しいまちづくりについて」	平成29年5月24日	北九州市企画調整局政策部企画課	北九州市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランによるまちづくりの成果を、市民の満足感や実感という観点から把握することを目的とする。	北九州市全域	1	150人	全数	郵送 オンライン	1年	毎年6月8日～6月23日
	平成29年度市政モニターアンケート「平成29年1月29日執行北九州市議会議員一般選挙について」	平成29年5月30日	北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局選挙課	平成29年1月29日に行われた北九州市議会議員一般選挙では、過去最低の投票率であった。投票環境の向上に向けて対策を検討するため、市民の選挙に対する関心等について把握することを目的とする。	北九州市全域	1	150人	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年6月30日～7月15日
(2) 変更	労働実態調査	平成29年5月1日	宮城県経済商工観光部雇用対策課	宮城県内の民営事業所における賃金、労働時間等の実態を把握し、労務改善等の基礎資料とすることを目的とする。	宮城県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月31日～8月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	熊本県商品流通調査	平成29年5月1日	熊本県企画振興部 交通政策・情報局統 計調査課	熊本県内事業所の商品流通状況を把握し、平成27年 熊本県産業連関表を作成するための基礎資料を得る ことを目的とする。	熊本県全域	1	914事業所	有意抽出	郵送 FAX	5年	平成29年8月1日～ 8月31日
	民間事業所の給与等に関 する特別アンケート調査	平成29年5月16日	堺市人事委員会事 務局	正社員30人以上50人未満の事業所の給与等の実態 について把握することを目的とする。	堺市全域	1	190事業所	有意抽出	郵送	1年	毎年7月10日～7月31 日
	長野県雇用環境等実態調 査	平成29年5月17日	長野県産業労働部 労働雇用課	長野県の働きやすい労働環境の整備のため、県内 民営企業に雇用される常用労働者の労働条件等につ いてその実態を把握し、労働行政の基礎資料とす ることを目的とする。	長野県全域	2	4,000事業所 2,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	3年	平成29年5月22日～ 6月30日 平成29年7月21日～ 8月31日
	岐阜県産業連関表特別調 査(物資流通調査)	平成29年5月18日	岐阜県環境生活部 統計課	岐阜県における製造業の物資流通の現状を把握し て、岐阜県産業連関表作成のための基礎資料を得る ことを目的とする。	岐阜県全域	1	2,000事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年7月1日～ 8月31日
	京都府商品流通調査	平成29年5月18日	京都府政策企画部 企画統計課	平成27年京都府産業連関表の基礎資料を得るため 、地域間の商品流通状況を把握することを目的とする。	京都府全域	1	1,100事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年6月30日～ 8月31日
	賃金等調査	平成29年5月22日	福岡県福祉労働部 労働局労働政策課	福岡県内の民営事業所に雇用される常用労働者及び パートタイム労働者の平均賃金等労働条件の実態及 び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。	福岡県全域	2	1,200事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月下旬～8月下 旬
	労働条件実態調査	平成29年5月23日	滋賀県商工観光労 働部労働雇用政策 課	滋賀県内の民営事業所に雇用されている労働者の労 働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎 資料とするほか、労働関係諸機関の参考資料とす ることを目的とする。	滋賀県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年 (ただし、 「労働環境 等実態調 査-事業所 調査」を 実施する 年には、 実施しない)	毎年7月1日～7月31 日
	労働条件等実態調査	平成29年5月23日	和歌山県商工観光 労働部商工労働政 策局労働政策課	和歌山県内の事業所に雇用される労働者の労働条 件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と 、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成す ることを目的とする。	和歌山県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	2年	平成29年7月26日～ 8月31日
	まちなか生活実態調査	平成29年5月23日	鳥取県元気づくり総 本部とっとり暮らし支 援課	地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」の再 生を目指して、商店街振興や都市開発といった従来の 切り口ではなく、生活者の視点で、コミュニティを軸に 支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的 とする。	鳥取県内の 都市部	2	15,000世帯 300か所	無作為抽出	職員 郵送	5年	平成29年6月1日～ 6月30日
	東京の中小企業の現状に 関するアンケート調査(流 通産業編)	平成29年5月24日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的に 把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の 分析を通じて、都内で経営を維持発展させていくた めの経営課題等を抽出するとともに、産業振興のため の課題を検討することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く。)	2	10,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成29年7月中旬～ 8月上旬
	広島県商品流通調査 (変更前の名称:産業連関 表作成のための広島県 商品流通調査)	平成29年5月25日	広島県総務局統計 課	都道府県間の商品の流通状況を把握し、産業連関表 作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	1	1,200事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年9月1日～ 10月6日
	山口県商品流通調査	平成29年5月26日	山口県総合企画部 統計分析課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地 域間の取引状況と、主要な販売先業種を明らかにし、 山口県にて作成する山口県産業連関表の基礎資料と することを目的とする。	山口県全域	1	1,040事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年8月1日～ 9月8日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	次世代育成支援状況に関する企業アンケート	平成29年5月26日	神戸市こども家庭局 こども企画育成部総務課	神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画の進捗状況の検証の基礎資料とすることを目的とする。	神戸市全域	1	700事業所	全数	郵送	1年	毎年7月1日～7月31日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理（6月）

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	東京都保育ニーズ等実態調査	平成29年6月1日	東京都福祉保健局 少子社会対策部計 画課	子どもを持つ家庭の保育ニーズの実態等を把握することにより、保育サービスの適切な拡充を図り、東京都の施策の充実に資することを目的とする。	東京都40区市	1	38,170人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年7月10日～ 8月9日
	子どもの読書活動に関する調査	平成29年6月5日	滋賀県教育委員会 生涯学習課	滋賀県子ども読書活動推進計画の進行管理に活用するとともに、各市町が策定する子ども読書活動推進計画の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	3	120,000人	全数	教員による 聞き取り	1年	毎年6月上旬～ 6月下旬
	障害者のスポーツに関する調査	平成29年6月6日	滋賀県県民生活部 スポーツ局交流推進 室	滋賀県スポーツ推進計画における指標の一つとするとともに、今後の県の障害者スポーツ施策における基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	2,800人	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月1日～ 8月10日
	中小企業の人的資源の活用状況調査	平成29年6月7日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内中小企業の人的資源の活用状況を調査・分析し、東京都における中小企業施策を立案するための基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く。)	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月下旬～ 8月下旬
	結婚等に関する意識調査	平成29年6月7日	三重県健康福祉部 子ども・家庭局少子 化対策課	三重県の少子化対策計画「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を着実に推進するために策定する出逢い支援実施計画の参考とするため、住民や大学生、従業員及び企業の結婚等に関する意識を把握することを目的とする。	三重県全域	4	78,244人 3,000社	全数 無作為抽出	民間事業 者職員による 配布・回 収 郵送	不定期	平成29年6月12日～ 8月18日
	広島市子どもの生活に関する実態調査	平成29年6月7日	広島市子ども未来局 子ども未来調整課	子育て世帯の経済状況や子どもの生活実態、貧困の状況にある子どもや家庭の支援ニーズ等を把握し、子どもの貧困対策に係る効果的な支援策及びその実施方法等についての検討を行うための基礎データを得ることを目的とする。	広島市全域	4	20,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月7日～ 7月28日
	千葉県保健医療計画改定に関する調査	平成29年6月8日	千葉県健康福祉部 健康福祉政策課	千葉県保健医療計画に位置付ける循環型地域医療連携システムの構築に当たり、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患)や在宅医療等に関する各医療機関等の機能や地域における連携体制の実態について把握し、千葉県の保健医療施策を推進することを目的とする。	千葉県全域	4	6,132施設	全数	郵送	1回限り	平成29年6月20日～ 7月下旬
	長野県商店街実態調査	平成29年6月8日	長野県産業労働部 産業立地・経営支援 課	長野県の商店街に関する実態調査を行い、県内商店街が直面している課題や問題点を把握するとともに県内商店街の今後の展望を探り、長野県の商業振興施策の基礎資料とすることを目的とする。	長野県全域	2	262商店街 77市町村	全数	郵送 オンライン	3年	平成29年6月12日～ 7月21日 平成29年6月12日～ 8月4日
	子どもと子育て家庭の生活実態調査	平成29年6月12日	長野県県民文化部 次世代サポート課	「ながの子ども・子育て応援総合計画」、「長野県子どもの貧困対策推進計画」、「長野県次世代サポートプラン」、「長野県子育て支援戦略」がいずれも平成29年度で計画期間満了となることから、子どもと子育て家庭の生活実態を定量的に把握し、新たな計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	長野県全域	2	21,000人	無作為抽出	郵送	不定期	平成29年7月上旬～ 7月末
	新潟県サービス業県外売上額調査	平成29年6月13日	新潟県総務管理部 統計課	新潟県内のサービス業の県外売上額(輸移出額)を把握し、新潟県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	1,000事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年9月1日～ 10月10日
	平成29年度「集落実態調査」	平成29年6月14日	福井県総務部市町 振興課	集落が抱える課題を改めて把握し、集落機能の維持と活性化に向けた対策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。	福井県全域	2	4,050人	全数 有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年7月～8月

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	長野県母子家庭・父子家庭調査	平成29年6月16日	長野県県民文化部 子ども・家庭課	母子家庭及び父子家庭の状況を把握し、ひとり親家庭福祉施策を推進するための基礎資料として活用することを目的とする。	長野県全域	1	77市町村	全数	オンライン	1年	毎年8月下旬～9月下旬
	在宅医療及び介護予防に関する県民意識アンケート調査	平成29年6月19日	三重県健康福祉部 長寿介護課	三重県民が在宅医療及び介護予防に対してどのような思い・考えを持っているかを把握し、今後の在宅医療・介護予防のあり方や三重県保健医療計画(第6次改訂)、第7期三重県介護保険事業支援計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成29年7月24日～8月21日
	あいちサービス産業実態調査	平成29年6月21日	愛知県産業労働部 商業流通課	愛知県内サービス産業の実態を把握し、課題を明確化するとともに、生産性向上に繋がる支援策を検討することを目的とする。	愛知県全域	1	5,000社	有意抽出	郵送 オンライン FAX	1回限り	平成29年6月22日～7月14日
	事業所等における健康づくりに関する状況調査	平成29年6月26日	熊本県健康福祉部 健康局健康づくり推進課	「熊本県健康増進計画(第3次くまもと21ヘルスプラン)」や「第2次熊本県がん対策推進計画」の施策の評価及び今年度策定を予定している次期計画の基礎データとするための現状値を把握することを目的とする。	熊本県全域	2	4,520事業所	全数 無作為抽出	郵送 FAX	5年	平成29年8月1日～8月20日
	静岡市子どもの生活実態調査	平成29年6月26日	静岡市子ども未来局 子ども未来課	静岡市の子育て世帯の経済状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析し、静岡市の子どもへの支援施策の方向性を検討することを目的とする。	静岡市全域	2	8,000世帯	無作為抽出	郵送	不定期	平成29年7月15日～8月15日
	平成29年度市民健康づくり・生活習慣調査	平成29年6月26日	広島市健康福祉局 保健部保健医療課	広島市民の栄養に関する意識調査及び運動、休養、飲酒・喫煙、歯と口の健康等の生活習慣の状況を明らかにし、広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21(第2次)」に掲げる目標及び各種施策の進捗状況について中間評価を行うとともに、市民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	1	5,200人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年7月24日～8月7日
	さいたま市子どもの生活状況等に関する調査	平成29年6月28日	さいたま市子ども未来局子ども育成部 子育て支援政策課	さいたま市の子どもの貧困の実態とその対策に必要な支援を把握し、市の子どもの貧困対策推進計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	さいたま市 全域	3	18,500人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年8月3日～8月21日
	資源集団回収活動の対策調査	平成29年6月28日	神戸市環境局環境政策部資源循環政策課	資源集団回収活動の実態を調査し、回収量減少傾向への対策を講じることを目的とする。	神戸市全域	1	1,700団体	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年7月14日
	平成29年度中南地域の事業所におけるがん検診実施状況調査	平成29年6月30日	青森県中南地域民局 地域健康福祉部保健総室健康増進課	管内の職域におけるがん検診の実施状況を把握し、がん検診受診率向上に資することを目的とする。	青森県 中南地域	1	500事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年8月1日～8月31日
	福岡市商店街消費者ニーズ調査	平成29年6月30日	福岡市経済観光文化局 中小企業振興部地域産業支援課	福岡市内の商店街で実際に買物をされている消費者を対象に、商店街に対するニーズ調査を行い、その結果を市内商店街へ提供することで、商店街活動の活性化・消費者ニーズに即した事業の展開に繋げるとともに、実態に即した商店街支援施策に反映させ、ひいては商店街の活性化に資することを目的とする。	福岡市全域	1	300人	無作為抽出	民間事業者職員による聞き取り	1回限り	平成29年7月3日～7月31日
(2) 変更	労働条件等実態調査	平成29年6月1日	福島県商工労働部 雇用労政課	福島県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	福島県全域	1	1,400事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月16日～9月15日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	広島県職場環境実態調査	平成29年6月1日	広島県商工労働局 雇用労働政策課	県内企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料とすることを目的とする。	広島県全域	4	2,500事業所 7,500人	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1年 3年	毎年6月1日～ 6月19日
	兵庫県商品流通調査	平成29年6月6日	兵庫県企画県民部 統計課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を明らかにし、兵庫県において作成する兵庫県産業連関表及び神戸市において作成する神戸市産業連関表の基礎資料とすることを目的とする。	兵庫県全域	1	1,800事業所	有意抽出	郵送 オンライン	5年	平成29年8月1日～ 9月27日
	静岡市労働実態調査	平成29年6月6日	静岡市経済局商工 部商業労政課	静岡市の区域に所在する事業所や従業者の雇用及び就業環境に係る実態・ニーズを把握することで、若者や女性をはじめとする多様な人材が就労・活躍できる環境づくりや、新たな働き方やビジネスモデルの構築などを実現するための雇用・労働政策への活用を図り、人口減少対策につなげていくことを目的とする。	静岡市全域	2	2,500事業所 5,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (おおむね 3年ごと)	平成29年7月1日～ 8月31日
	ユニバーサルデザイン事業 所取組調査	平成29年6月9日	静岡県くらし・環境 部県民生活局県民 生活課	静岡県内に事務所を有する事業所におけるユニバーサルデザインの取組状況を把握することを目的とする。	静岡県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成29年7月10日～ 7月28日
	労働福祉等実態調査	平成29年6月12日	大分県商工労働部 雇用労働政策課	大分県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	大分県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年6月30日～ 7月31日
	新潟市景況調査	平成29年6月12日	新潟市経済部産業 政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:毎年7月中旬～ 7月下旬まで 下期:毎年1月中旬～ 1月下旬まで
	ワーク・ライフ・バランス取組 状況調査	平成29年6月14日	千葉県商工労働部 雇用労働課	企業の「仕事と生活の両立」に関する意識や実態把握のため、「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」を実施し、結果を県の施策の効果検証や今後の施策展開の参考とすることを目的とする。	千葉県全域	1	3,600事業所	無作為抽出	郵送	2年	平成 29年7月10日～ 8月31日
	滋賀県商品流通調査	平成29年6月14日	滋賀県県民生活部 統計課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を把握し、「平成27年(2015年)滋賀県産業連関表」を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	960事業所	有意抽出	郵送 オンライン	5年	平成29年8月21日～ 9月30日
	富山県商品流通調査	平成29年6月15日	富山県経営管理部 統計調査課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を把握し、富山県が作成する富山県産業連関表の基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	1	1,030事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年9月4日～ 10月18日
	大分県商品流通調査	平成29年6月15日	大分県企画振興部 統計調査課	大分県産業連関表を作成するための基礎資料を得るため、県内の製造業事業所における製品の地域別出荷先及び主要な販売先業種等を調査し、大分県の製品の流通状況を把握することを目的とする。	大分県全域	1	814事業所	有意抽出	郵送 オンライン	5年	平成29年8月30日～ 10月2日
	石川県商品流通調査	平成29年6月19日	石川県県民文化ス ポーツ部県民交流 課	石川県における製造業の流通実態を把握して、石川県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	石川県全域	1	898事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年8月1日～ 9月29日
	神戸市内景況・雇用動向 調査	平成29年6月19日	神戸市経済観光局 経済部経済政策課	本調査によって、具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上で参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	1,000企業	有為抽出	郵送	半年	平成29年7月18日～ 8月18日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	岩手県生産動態統計調査	平成29年6月26日	岩手県政策地域部 調査統計課	岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において岩手県を対象となっていない品目があることから、その実態について把握することを目的とする。	岩手県全域	32	約58事業所・団体等	有意抽出	調査員 郵送 電話等	毎月	翌月10日 (調査員経由は、 翌月5日)
	職場環境調査	平成29年6月26日	奈良県産業・雇用振 興部雇用政策課	奈良県内事業所における職場環境の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月1日～8月末日
	岩手県患者受療行動調査	平成29年6月27日	岩手県保健福祉部 医療政策室	岩手県内の病院及び一般診療所を利用する患者の人数を把握するとともに、傷病及び受療の状況等を明らかにし、県内の保健医療に関する基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	5	798件 (医療法第6条 の3に基づく病 院等の管理者か らの情報の報告 による資料)	全数	郵送 オンライン	おおむね 5年	平成29年6月上旬～ 7月上旬
	岩手県医療機能調査	平成29年6月27日	岩手県保健福祉部 医療政策室	岩手県内の病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局における医療提供に関する機能の実態等を明らかにし、県内の保健医療に関する基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	5	2,068件 (医療法第6条 の3に基づく病 院等の管理者か らの情報の報告 による資料等)	全数	郵送 オンライン	おおむね 1年	毎年6月上旬～ 7月下旬
	長野県商品流通調査	平成29年6月28日	長野県企画振興部 情報政策課	長野県内製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を明らかにし、長野県にて作成する長野県産業連関表の基礎資料とすることを目的とする。	長野県全域	1	1,230事業所	有意抽出	郵送 オンライン	5年	平成29年8月23日～ 9月29日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。